

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、各大学等におかれては、感染防止の徹底と学修機会の確保の両立に向けての対応をお願いいたします。

2 文科高第 9 1 4 号
令和 3 年 1 月 5 日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

(公 印 省 略)

大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と
学生の学修機会の確保について (周知)

各大学及び高等専門学校 (以下「大学等」という。)におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策を講じつつ、学生の学修機会の確保にお取り組みいただき、ありがとうございます。

同感染症への対策については、これまでも累次の通知によりお願いしているところであり、最近では、内閣官房に設置されている新型コロナウイルス感染症対策分科会から、学生の飲み会、寮生活、課外活動等における感染防止対策が指摘されたことに伴い発出した令和 2 年 11 月 19 日付高等教育企画課事務連絡「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (周知)」や、12 月 23 日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について (周知)」(以下「12 月局長通知」という。)により対応をお願いしています。また、この年末年始における同感染症への対策については、令和 2 年 12 月 14 日付高等教育企画課事務連絡「大学等における年末年始の忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について (周知依頼)」や、12 月 24 日付高等教育企画課事務連絡「静かな年末年始」に関するメッセージ等の周知について (周知依頼)」において対応をお願いしているところです。

上記のとおり、年末年始における新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いしているところではありますが、今般の感染拡大を踏まえ、感染対策をより慎重に講じた上で面

接授業の実施が適切と判断されるものについては、引き続き実施を検討しつつ、面接授業と遠隔授業を効果的に活用した質の高い学修機会の確保や課外・学外活動等における感染対策と注意喚起の徹底等について、令和2年6月5日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」や12月局長通知等に沿って感染防止の徹底と学修機会の確保の両立に向けての対応を改めてお願いいたします。

各大学等におかれましては、本通知の内容について、所属する学生や教職員等に周知いただき、引き続き感染拡大の防止に努めていただくようお願いいたします。周知に際しては、冬季休業の時期に当たることも踏まえ、メール等の手段を活用いただくなど、学生等の一人一人に情報が行き渡るよう御配慮ください。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111（代表）

文部科学省高等教育局高等教育企画課

（内線：2482）